

公益社団法人 宮若・小竹シルバー人材センター  
令和4年度事業計画

1. 事業概要

世界を席卷した新型コロナウイルス感染症が発生してから、早や3年を迎えた今、ウイルスは次々に変異し、本年1月からは「オミクロン株」が猛烈な感染力により流行拡大しており、このままの状態では推移すれば、外出自粛などにより生活習慣も大きく変化し、健康への影響にも憂慮されるところであります。特に高齢者においては、重症化へのリスクと医療提供体制が懸念されるところであります。

一方、国の医療制度改革により、本年10月より75歳以上の後期高齢者医療の自己負担割合が1割から2割に引き上げられ、高齢者にとって生活しづらい状況となっています。

シルバー人材センター事業が始まって30年以上経過しますが、増え続けていた会員数も現在では年々減少し、全国で70万人を切る状況となっています。当センターにおいても、平成28年度以降、入会者の減少に加え、加齢等による退会者が増加し、会員数の低迷が続いております。従って本年度におきましては、魅力あるセンター作りに加え、チラシ、新聞、ホームページ等において入会促進をPRするとともに、様々な機会を通じて入会促進のための広報活動を行い、会員数の拡大に努めて参ります。

さらに地域の情報収集やセンターの情報をホームページで発信し、新たな就業機会の確保に努めるとともに、会員の生きがいの向上、健康の維持ができるように就業の場を提供し、事業の拡大を図って参ります。

会員の安全就業については、会員の意識の高揚を図り、主に石飛び事故防止の強化を図ると伴に就業中、就業途上の事故の未然防止、適正就業、新型コロナウイルス感染症への基本的な感染予防対策を再確認するとともに、健康管理の強化を図り、安心して就業できる体制を構築し、事故ゼロを目指して参ります。

また、消費税10%への引上げにもなっており、令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されることになりました。インボイス制度とは、仕入税額控除（課税売上から課税仕入れに関する消費税を控除すること）を受けるための新たな改正です。この制度が導入された場合、国が特例措置を認めない限り、センターが多額の消費税を負担することにより、その存続が困難となる事態が想定

されるところであります。

以上、令和4年度の事業概要を申し上げますが、以下に述べます基本方針及び実施計画実現のため、「自主・自立・共働・共助」の理念を基に会員、役職員全員が一丸となり、明るく活力に満ちた、魅力あるシルバー人材センターの確立に努めて参る所存であります。

## 2. 基本方針

シルバー人材センターの行う事業は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条第1項に定められ、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とした事業を実施する。

- ① 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ② 臨時的就業かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものに限り。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。
- ③ 高年齢退職者に対し臨時的就業かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に必要な知識及び技能の寄与を目的とした講習を行うこと。
- ④ 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的就業かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に関し業務を行うことと規定されています。
- ⑤ シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定に関らず厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の届け出、第1項第4号の業務としてその構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行う事ができると規定されています。

従って、当センターはこれらの目的達成のために、定款等の規定に沿った適正な法人運営を行い、次に掲げる事業を確実に実施し、事業計画の達成に努めます。

- 一 雇用によらない臨時的就業かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

## (1) 就業開拓提供事業

### ① 受託事業（一般）

高齢者が就業機会を得ることにより社会参加を促し、地域社会に貢献することによって生きがいつくりと福祉の増進を図るため、高齢者にふさわしい地域社会に密着した仕事を家庭、事務所、公共団体等から請負又は委任の形式により有償で引き受け、これを高齢者に対してその能力・希望等に応じて提供する事業でセンターの就業の核となるものです。

### ② 独自事業

会員の働く機会をさらに広げるため、会員が独自の創意と工夫により企画し、自ら実施することにより、地域社会に貢献し、生きがいつくりとシルバー人材センターのイメージを高める事業です。

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

### (1) 労働者派遣事業

福岡県シルバー人材センター連合会が派遣元となり、当センター内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き、拠点センター会員を対象として、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る範囲内で労働者派遣事業を行うことができるようになっています。

この労働者派遣事業は、会員の新たな就業機会の確保と合わせて、適正就業の観点からも推進していく必要があります。

### (2) 職業紹介事業

当センター事務所内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介を行うことができるようになっています。

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談、助言、調査研究等（公益目的事業）

### (1) 普及啓発事業

シルバー人材センターの設立目的・趣旨や仕組みを広く市民・町民・企業等に周知を図り、事業実施のためのより一層に信頼と理解を得るため、社会参加活動やボランティア活動等を推進する事業です。

### (2) 安全・適正就業推進事業

① 安全就業対策

高齢者の就業にあたっては、加齢とともに身体能力が低下していることから、安全の確保が最優先事項となります。高齢者が「安全はすべてに優先する」という基本理念を認識し、自らの健康維持と安全の確保を図るため、安全就業基準遵守のもと、就業にあたるための意識啓発を推進する事業です。

② 適正就業の徹底

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第42条において、シルバー人材センターが高齢者に提供する就業は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な就業となっていることから、高齢者にふさわしい就業を基本に就業機会の提供を図っていく事業で指揮命令などが発生するなど紛らわしい請負・委任による就業については適正就業ガイドラインに沿って徹底していく必要があります。

(3) 相談事業

高齢者の就業及びその他社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等を行うとともに、入会を希望する高齢者を対象とした説明会の開催を実施する事業です。

(4) 研修・講習事業

高齢者が培った経験や技能、知識にあった就業を提供することが基本となりますが高齢者の更なる就業の機会を拡大するため、就業上必要な知識・技能を付与することを目的とする事業です。

3. 実施計画

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

(1) 就労開拓提供等事業

① 受託事業（一般）

遠くにいても安心サポート事業の拡大を図るため、空き家、空き地の管理等を行政と協議するとともにセンターのホームページに掲載し周知を図り就業確保の強化に努める他に、コロナ感染症の中でセンターができる就業の情報収集を行い、人手不足分野・現役世代を支える分野で特に子育て支援、介護予防・日常支援、福祉・家事サービス、買い物支援サービスなどの継続的な受注を確保に取り組み拡充に努めて参ります。

○令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
240人	24,000人	98%	149,000千円

○主な就業分野

- ・管理分野 … 公共施設及び老健施設等の施設管理、駐車場清掃
- ・技能分野 … 家庭等の樹木剪定及び大工作業
- ・外交分野 … 選挙公報紙等、チラシの配布、水道検針
- ・事務分野 … 個人、企業等の宛名書き、賞状書き等
- ・軽作業分野 … 屋内外清掃、草取り、草刈り、お墓の清掃
- ・サービス分野 … 家庭内の掃除・洗濯・食事の準備、高齢者の介助引越しに伴う整理及び清掃

② 独自事業

会員の技能、経験や趣味を生かした事業を会員自らが企画・立案・実施することにより、就業機会の確保や地域社会へのサービスの提供ができ、センターのPRになり、会員の拡大に繋がる事業として推進して参ります。

小物作りの会が製作した小物等を販売及び展示会場を確保し、当センターのPRを行うとともに新たにInstagramに掲載発信し、会員拡大に推進して参ります。

現在、コロナ禍の影響でイベント等が中止され、出店ができない状況が続いていますが石焼き芋、農産物や木炭、薪等を製作並びに販売を引き続き行っていくとともに、新たな事業の立ち上げに努めて参ります。

○令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	受託金額
15 人	200 人	/	500千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

(1) 労働者派遣事業

労働派遣事業は、県連合会が派遣元事業主となり、実施している事業であります。本事業は、厚労省が推進する補助事業として位置づけされており、その実績が当センター補助金の増減に大きな影響してくることから、人手不足分野・現役世代を支える分野で就業する機会を開拓し、高齢者の就業拡大を図るなど事業の推進に努めて参ります。

○主な就業分野

- ・学校の給食配送
- ・介護予防送迎
- ・保健事業送迎
- ・事業所の屋内清掃
- ・工場内の雑用
- ・企業の除草整備

○令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	受託金額
30 人	1,900人	14 %	10,500千円

## (2) 職業紹介事業

連合会の職業紹介事業の事務所として、センター事務所内に連合会宮若・小竹実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行って参ります。

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修、講習、相談・助言、調査研究等

### (1) 普及啓発事業

地域の高齢者に入会促進や就業機会の確保と拡大を図るとともに、一層の信頼と理解を得ることに努めて参ります。

#### ○ 主な事業内容

##### ① 広報活動

##### ・啓発冊子及びチラシの作成と配布

… シルバー人材センターが行っている仕事の内容を広く地域住民の方に周知するため、冊子等を作成し、全世帯並びに企業等に配布し、就業確保や入会促進の拡大を図る普及啓発活動を実施して参ります。

##### ・インターネットの活用

… 地域住民に当センターの理解を深めると共に、宮若市・小竹町以外の方にも、センター活動状況や地域の情報等をホームページやインスタグラムなどで発信し、入会促進や就業機会の拡大を図って参ります。

##### ・訪問活動による啓発

… 10月の全国普及啓発月間に合わせて、公共機関等の表敬訪問し、シルバー事業の理解と就業促進を図って参ります。

##### ・会員向け情報

… 新規事業や安全適正就業など各種事業の取組について、会員が情報を共有し、事業の推進を目的に会員を対象に情報提供を図って参ります。

##### ・その他の活動

… 普及啓発月間に合わせ、のぼり旗や作業車にPR用板貼付け宣伝を実施するとともに、一・一運動の推進強化を図って参ります。

##### ② 地域交流活動

・宮若市ふるさと祭りや小竹町民祭り、地元商業団及び商工会議所青年部等の各イベントへの出店や会員が趣味などで作ったものの展示販売を行う場を確保し、地域の方にセンター事業のご理解とともに当センタ

一のPRを行い、入会促進を図って参ります。

### ③ 社会参加活動

本年度も年2回、宮若地区、小竹地区において除草・屋内外清掃のボランティア活動を実施し、市民・町民に喜ばれる活動を図って参ります。また、市が主催する町内一斉に行われている環境クリーン作戦の協力事業所として参加し、地域の環境美化運動に貢献して参ります。

## (2) 安全・適正就業促進事業

### ① 安全就業対策

「安全は全てに優先する」を基本理念として認識し、自らの健康維持や安全就業の意識の向上を図り、傷害事故・賠償事故等のない安心して就業できる場を提供できるように図って参ります。

イ 安全対策部会委員による安全就業パトロールを強化し夏場の安全就業強化月間に限らず、随時パトロールを実施し、指導・助言を行って参ります。また、パトロールでの検証結果を部会でとりまとめ安全就業促進大会において報告し、就業の改善が図られるように取り組みます。

ロ 安全対策部会では、安全就業基準の見直しや事故の分析を行い、就業中・途上中に伴う事故防止に努めるとともに会員の安全就業に関する意識を高める啓発等を行って参ります。

ハ 毎年、開催している安全就業促進大会において、会員のヒヤリハット、傷害事故等の体験発表や安全就業、交通安全、健康管理等の講座を行い、「安全は全てに優先する」を念頭に会員の意識向上を図って参ります。

ニ 剪定作業や草刈り作業等の技能面はもとより安全対策面を徹底し、転落・転倒事故や飛び石事故などの事故防止に努めて参ります。

ホ 県下において、会員の就業途上の交通事故を初め、高齢者ドライバー事故を多発していることから会員の健康診断の受診はもとより交通安全教育等の徹底を図って参ります。

ヘ 新型コロナウイルス感染症対策への強化を図り、安心して就業できるよう取組で参ります。

### ② 適正就業の徹底

シルバー事業の主旨・目的である臨時的かつ短期的な就業及びその他軽易な業務を会員へ提供するためシルバー人材センター適正就業ガイドラインに沿った適正な就業を図って参ります。

イ 就業会員の就業実態の点検を行い、公平な就業体制を確保するためワークシェアリング及びローテーション就業の徹底を図って参ります。

ロ 関係法令等に基づく適正な受託就業関係を確立するため、請負・委任業務点検票等を活用し、発注先と事前協議を行い、不適切な契約の未然防止を図ります。

ハ 請負・委任業務として、適しない就業については、労働者派遣事業及び職業紹介事業への切り替えるなど引き続き適正な就業に努めて参ります。

### (3) 相談事業

#### ① 就業相談の実施

会員及び高齢者を対象に、随時、来訪や電話による就業相談を行って参ります。また、顧客・会員アンケート調査の結果を基に今後の就業確保の拡大と会員増強及び退会者抑制の向上を図って参ります。

#### ② 入会説明会の開催

入会希望者を対象に毎月1回、説明会を開催します。広く入会希望者を募るため、ホームページをはじめ全戸配布チラシ等で周知を行います。また、交通利便性等を考慮し、本年度も小竹町で入会説明会を年4回開催し、入会促進に努めて参ります。

### (4) 研修・講習事業

① 安全・適正就業講習、交通安全講習や作業別の会合等を実施します。

② 県連合会が主催の高齢者活躍確保人材育成事業を活用し、高齢者の技術向上、人材育成を図るとともに受講を促し、入会促進に努めて参ります。

③ 全会員を対象とした接遇講習会を開催し、会員の資質向上に努めます。

④ 会員の技能向上、安全意識・対策の徹底及び後継者の育成を図っていくため技能講習会（剪定講習会等）を開催します。

⑤ 県連合会が主催する研修会や会合等に参加し、役員及び事務局職員の資質向上を図りシルバー人材センターの目的及び運営方針を再確認し、シルバー事業に貢献して参ります。